

特定外来生物の新規指定について（報告）

環境省自然環境局

野生生物課外来生物対策室

1. 概要

特定外来生物等専門家会合における検討結果を踏まえ、改正特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令を令和8年8月5日に公布し、下記の魚類5種類（2属、2種、1交雑種）について、新たに特定外来生物に追加した。新たな特定外来生物の概要は別紙のとおり。

これにより、特定外来生物は166種類、このうち魚類は30種類となる。

①ブルーギル属 12 種

②ブルーギル属同士の交雑種

③*MacCullochella peelii*（マーレーコッド）

④*Macquaria ambigua*（ゴールデンパーチ）

⑤オヤニラミ属に属する種のうち *Coreoperca kawamebari*（オヤニラミ）以外のもの

2. 施行日

令和8年9月1日

【別紙】今回指定する種の概要

種 名	指 定 理 由 等	
○ブルーギル属12種 ○ブルーギル属に属する種とブルーギル属に属する他の種の交雑により生じた生物  パンプキンシードサンフィッシュ	①原産地	アメリカ合衆国及びカナダ南東部とメキシコ
	②国内分布	石川県（パンプキンシードサンフィッシュ）、岐阜県（ロングイヤーサンフィッシュ）
	③指定理由	生態系への被害 ・雑食性で食性の幅が広く、大きくなるにつれて魚食性が強くなるなどの生態的な特徴が共通するため、日本の野外に定着すれば同様に生態系に甚大な被害を及ぼす可能性が高い。
○マーレーコッド  （自然環境研究センター 提供）	①原産地	オーストラリアの東南部、マーレー・ダーリング水系など
	②国内分布	なし（釣り堀での利用や観賞魚としての利用はあり）
	③指定理由	生態系への被害 ・大型になる捕食性のスズキ亜目魚類であり、在来生物の捕食によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがある。
○ゴールドエンパーチ （写真なし）	①原産地	オーストラリアの東南部、マーレー・ダーリング水系など
	②国内分布	なし（観賞魚としての利用はあり）
	③指定理由	生態系への被害 ・大型になる捕食性のスズキ亜目魚類であり、在来生物の捕食によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがある。

種 名	指 定 理 由 等	
○オヤニラミ属に属する種のうち オヤニラミ以外のもの ・ コウライオヤニラミ ・ <i>Coreoperca liui</i> ・ ナンエツオヤニラミ  コウライオヤニラミ（森宗智彦氏提供）	①原産地	朝鮮半島（コウライオヤニラミ） 中国浙江省の銭塘江水系（<i>Coreoperca liui</i>） 海南島を含む中国南部からベトナム北部にかけての地域（ナンエツオヤニラミ）
	②国内分布	コウライオヤニラミは都城盆地を中心とした大淀川水系に定着している。 ナンエツオヤニラミは上記水系での確認事例はあるものの、定着には至っていない。<i>Coreoperca liui</i>は国内における確認・定着事例はない。
	③指定理由	生態系への被害 ・ コウライオヤニラミは肉食性が強く、大淀川水系固有種のおおどしまどじょうにも大きな被害を及ぼしているとされる。 ・ <i>Coreoperca liui</i>とナンエツオヤニラミについても定着した場合、コウライオヤニラミと同等の影響を与えと考えられる。